

伊勢崎市都市計画部所管施設ネーミングライツ事業募集要項

(令和8年度第2回募集)

この募集要項は、以下の市有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を付与される事業者等（以下「命名権者」という。）に関する募集方法等を定めたものです。

1 対象施設※1

(1) 所在地及び希望金額

番 号	施設名・所在地	希望金額(年額) ※2	備 考
1	伊勢崎市子供のもり公園伊勢崎 伊勢崎市馬見塚町 1808 番地 1	75 万円以上	

※1 施設の概要は、「12 ネーミングライツ対象施設調書」をご覧ください。

※2 希望金額は、消費税及び地方消費税を除く金額です。希望金額未満での応募も可能ですが、応募金額は、審査の際の評価対象です。

(2) 命名権付与期間

始期は令和9年4月1日、期間は3年以上5年以下の範囲内とします。また、期間の始期及び終期が会計年度途中となる場合、月割計算した額をその年度の命名権料として算出します。なお、期間に1月未満の端数があるときは、その期間を1月として計算します。

指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、命名権付与期間を別に設定することができます。

2 募集概要

(1) 愛称使用に係る条件

①催事により愛称の使用ができない場合は、条例上の施設名称を使用することがあります。また、愛称が定着するまで（おおむね1年程度）の間、条例上の施設名称を併記することがあります。

②利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更は原則認められません。

③公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとし、以下の内容を含まない愛称として下さい。

(ア) 法令又は条例、規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(イ) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれがあるもの

- (ウ) 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
- (エ) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (オ) 意見広告、個人的宣伝、名刺広告その他これらに類するもの
- (カ) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (キ) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (ク) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、市長が愛称として適当でないと認めるもの

④市内に既に存在する施設の名称や愛称は使用できません。

⑤以下の条件を満たして下さい。

一部に「公園」又は、「パーク」のいずれかを使用すること。

既存の公園名が想像できる愛称とすること。

(2) 施設等への愛称表示

①募集する愛称は、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称を変更するものではありません。

②愛称表示は、施設銘板や案内板等の付替（以下「表示変更」という。）、契約締結後に作成するパンフレット、封筒等の市の印刷物や、市ホームページの変更を原則とします。ただし、市が作成する施設のパンフレットは、既存の物を廃棄せず使用し、使い切った時点で愛称を反映したものを新たに作成します。

③屋外広告物条例の規制や施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ）等について、市と協議のうえ表示変更を行います。

④表示変更に伴う工事は、命名権者が施工するものとします。また、工事は愛称使用期間開始以降（4月1日以降）に着手できるものとします。

⑤道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について、命名権者が施工するものとします。

⑥新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議のうえ決定し、命名権者が施工するものとします。

⑦変更や新規設置した看板等の表示は、命名権者が契約期間満了までに原状回復を完了させるものとします。

(3) 愛称使用に伴う費用負担

①命名権料は、命名権者が負担します。

②敷地内外の表示（施設看板、道路標識等）の変更に係る費用は、命名権者が負担します。

③契約期間満了（契約解除を含む。）に伴う原状回復費用は、命名権者が負担します。

④契約締結後に作成する施設のパンフレット、封筒等の印刷物や、ホームページの表示の変更に係る費用は、市又は指定管理者が負担します。

3 応募資格

次に掲げる業種又は事業者等は、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) たばこ製造に関する業種
- (4) ギャンブル（本市が関連する公営ギャンブル及び宝くじは除く。）に関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う機関、施設等
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 債権取立て、示談引受け等を業とするもの
- (9) 本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (10) 法令又は条例、規則等（以下「法令等」という。）に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく市長の許可を受けず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生又は再生の手続中のもの
- (12) 国税及び地方税について滞納があるもの
- (13) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が命名権者として適当でないと判断した業種又は事業者等

4 応募方法

(1) 募集期間

令和8年10月1日(木) 午前9時00分から

令和8年11月30日(月) 午後5時00分まで(郵送の場合必着)

(2) 提出書類

原則、以下のとおりとする。

①申込書(様式第1号)

②法人等の概要を記載した書類(任意様式)

・会社案内などのパンフレット等

③定款、寄附行為又はこれらに類する書類

④法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

・登記義務がない場合、公的機関が発行した代表者等の所在がわかる書類

⑤直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)、事業報告書又はこれらに類する書類

⑥国税及び地方税に滞納がないことを証する書類(下記証明書を各1部)

・市町村が発行する納税証明書(完納証明書)(市役所等で発行)

・都道府県が発行する納税証明書(完納証明書)(行政県税事務所等)

・国が発行する未納の税額がないことを証する納税証明書(税務署等)

法人については、納税証明書(その3の3)

法人以外については、納税証明書(その3の2)

⑦誓約書(様式第2号)

※提出書類について、ご不明な点がございましたら、ご連絡下さい。

連絡先	伊勢崎市役所	都市計画部公園緑地課	維持管理係
電話番号	0270-27-2769 (直通)		
電子メール	kouen@city.isesaki.lg.jp		

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出方法

①希望する施設ごとに提出書類を作成の上、持参又は郵送により提出して下さい。

提出先	〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
	伊勢崎市役所 都市計画部公園緑地課 維持管理係
	(本庁舎本館5階)

- ②持参する場合は、午前9時から午後5時の間（正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に持参して下さい。
- ③郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法により提出して下さい。

（５）質問の受付

①質問方法

質問票（任意様式）により、電子メール又はファクシミリで下記まで提出して下さい。質問の際には、法人名等・担当者名を明記した返信先を必ず記載して下さい。

提出先	伊勢崎市役所	都市計画部公園緑地課	維持管理係
電子メール	kouen@city.isesaki.lg.jp		
ファクシミリ	0270-23-0601		

②質問受付期間

令和8年10月1日（木）午前9時00分から

令和8年11月13日（金）午後5時00分まで

③回答方法

質問票による問合せは、電子メール又はファクシミリで回答いたします。
※質問により、全ての申込者にお知らせすべき事項が新たに発生した場合は、質問した事業者等が特定できない形で随時HPに掲載します。

（６）留意事項

- ①必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- ②提出された申込書等は、審査以外に無断で使用しないものとします。
- ③提出された申込書等は、伊勢崎市都市計画部所管施設ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」という。）へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲に限定して複製することがあります。
- ④提出された申込書等の変更、差替え、再提出及び返却には応じられません。
- ⑤情報公開請求があった場合は、伊勢崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑥書類提出後、応募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出して下さい。
- ⑦法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は申込者が負うことになります。
- ⑧申込者は同一の施設において複数の応募を行うことはできません。
- ⑨応募に関し必要な費用は、申込者の負担となります。
- ⑩市が提示する資料は、応募を行う目的以外に使用することはできません。

5 選定方法

(1) 審査

審査会を設置し、応募のあった施設について、ネーミングライツ事業の契約について市と優先的に交渉することができる事業者等（以下「優先交渉権者」という。）の選定を行います。なお、審査会は、非公開で行います。

(2) 選定基準

別に定める『伊勢崎市都市計画部所管施設ネーミングライツ事業優先交渉権者審査基準』に基づき、優先交渉権者を審査会で選定します。

なお、選定過程において申込者からのヒアリングを実施させていただく場合がありますので、ヒアリングを行う場合は、日時、会場、留意事項等を後日案内します。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載をした場合
- ②提出書類に不備がある場合
- ③愛称使用に係る条件、応募資格に違反している場合
- ④応募金額が、市の希望金額に対して 75 パーセントに満たない申込者
- ⑤その他不正行為があった場合

(4) 選定結果の通知

申込者全員に、選定結果を文書で通知します。

(5) 協議及び契約

市は優先交渉権者と速やかにネーミングライツ事業の実施に関する協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

施設の管理運営を指定管理者が行っている場合は、ネーミングライツ事業に関し必要な事項について優先交渉権者と協議することがあります。

なお、優先交渉権者と市との協議等が滞り、事業の履行が確実でないと市が判断した場合は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあり、次点の順位の申込者とネーミングライツ事業の実施に関する協議を行うことがあります。

6 新名称（愛称）の周知

市は新名称（愛称）周知のため、命名権者と契約を締結した後に、可能な限り次の広報等を行います。

- ①命名権者の企業名及び愛称等の決定について、ホームページ等で公表します。
- ②市の各種広報印刷物やホームページ等において愛称を使用します。

7 命名権料の納入

命名権料は、原則として年度ごとに一括で納入していただきます。

8 契約の解除

契約を締結した後に命名権者が次の事項に該当した場合は、市は契約を解除することができるものとします。

- ①指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- ②命名権者が法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ③命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④命名権者から契約の解除の申出があったとき。

なお、契約を解除したときは、市は既に納入された命名権料については、契約を解除された命名権者（以下、「解約者」という。）に返還しないものとし、原状回復に要する費用は、解約者に負担していただきます。また、契約解除に伴う違約金は、契約書の定めに従って協議を行った上で解約者に負担していただきます。さらに、解約日以降、解約者と契約を締結しない場合があります。

9 契約の更新

命名権者（解約者は除く。）は、契約期間が満了する8ヵ月前までに、契約を更新する意思表示をすることで、次回の当該施設等のネーミングライツ事業の募集に際して、優先的に交渉することができるものとします。

10 その他

- ① 本要項により難いと判断される事項の取扱いについて、別途協議等をさせていただきます。
- ② 募集期間中及び募集締切後であっても、応募の有無、他社の申請内容等の問い合わせについては、お答えすることはできません。

1 1 スケジュール

令和 8 年度第 2 回募集におけるスケジュールは、以下の通りを予定しています。

○令和 8 年度第 2 回募集のスケジュール

令和 8 年 9 月	広報（9 月号）による募集周知	
1 0 月	申込受付（2 か月）	1 0 月 1 日（木）から
1 1 月		1 1 月 3 0 日（月）まで
1 2 月	審査委員会・結果通知送付	
1 月	契約協議	
2 月	契約締結	
3 月	広報による愛称使用開始の周知予定	
4 月	愛称使用開始	4 月 1 日（木）から